
協会のご案内

CONSULTING ASSOCIATION for UTILITY PIPES MANAGEMENT (CAUPM)

一般社団法人管路診断コンサルタント協会
(管 診 協)

ご 挨拶

一般社団法人管路診断コンサルタント協会（管診協）は、管路施設の計画的な改築・修繕に関するコンサルティング業務の確立と新技術の研究開発を目指して平成10年4月に会員数28社で発足し、平成21年3月には一般社団法人化して更なる発展を遂げ、令和4年には賛助会員制度を定め、会員数が87社に増加し、令和7年には創設28年を迎えることができました。これはひとえに国土交通省はじめ地方公共団体、関係団体などの関係者各位からのご指導、ご支援の賜物であり心より御礼申し上げます。

私たちは創設以来ずっと既設下水道管路の計画的な改築・修繕に関するコンサルティング業務を行ってまいりました。そして、マニュアル・歩掛の発刊、技術講習会の開催などを通じて持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現に向けてささやかな貢献ができたのではと自負しているところです。令和6年4月の国土交通省における上下水道行政の所管一元化実施を踏まえ、管診協では令和5年10月に協会内に水道委員会を新設し、水道管路の診断業務に係る体制を整えました。そして水道委員会では令和7年5月に「上水道管路施設管理・更新に関する設計委託業務標準歩掛（案）」を取り纏め、広く公開いたしました。今後、官民に活発に活用頂きたいと考えています。

当協会では、今後一層上下水道管路の適正な維持・更新に貢献すべく「創造する管診協・行動する会員企業」をモットーに活動してまいります。上下水道管路の新たなマネジメントの創出、産官学との連携そして会員サービスの充実の三つの柱を軸に、これまでの活動で積み上げてきた知見を地方公共団体はじめ関係者に提供し、上下水道管路アセットマネジメントの最適化に向けたお手伝いを講じていきます。具体的には当協会で取りまとめたマニュアル・歩掛や本協会会員会社の活動、管診鏡の利便性を広くPRするとともに、さらなる技術の研鑽と調査・研究に努めてまいります。関係各位におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

一般社団法人管路診断コンサルタント協会

会 長（代表理事） 市 森 友 明

【 本 協 会 の 目 的 】

本協会は、管路構造物の耐久性を評価する調査・診断とそれに基づいた的確な改築・修繕工法およびこれに要する材料等の評価に努め、計画的な事業実施のための管路構造物診断技術に係る総合システムの構築を図るとともにストックマネジメントの調査・計画策定、効率的な点検・調査手法の開発・普及および事業実施に係るコンサル業務の研鑽・研究・修得等を行い、もって本事業分野の普及発展により、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【 本 協 会 の 事 業 】

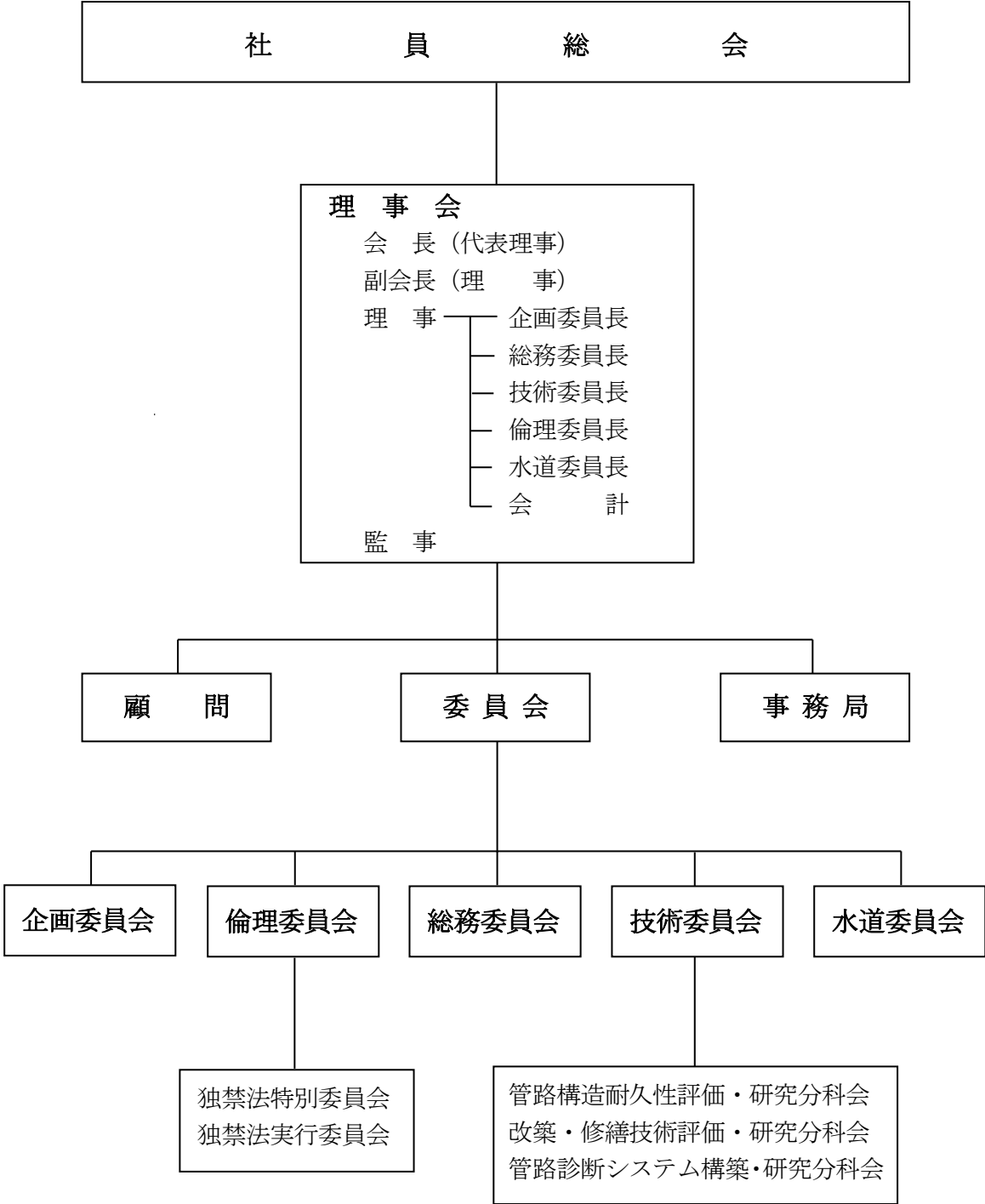
本協会は、協会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 管路構造物の診断業務に関する情報の収集、点検・調査・診断機器の活用に伴う技術開発および科学的手法を用いた点検・調査・診断評価システム並びに管理システムの研究・分析・修得
- (2) 管路構造物の補修、更生工法に関する情報収集および診断に基づく適切かつ経済的な工法の技術評価
- (3) 管路構造物の補修、更生材料に関する情報収集および構造特性並びに環境等の実態に適合した補修材料の調査・研究
- (4) 管路構造物の点検手法に関する情報収集および技術的、経済的、安全性、効率性、環境影響等の評価
- (5) 管路構造物の点検機器、関連するシステムの開発、販売および保守
- (6) 諸官庁、研究機関および関係大学との共同研究開発
- (7) 海外との技術交流および海外技術研修
- (8) 改築・修繕技術および技能に関する調査、情報交換、広報活動、印刷物の刊行、その他本協会の目的達成に必要な事業

【 本 協 会 の 発 刊 ・ 編 集 図 書 】

- (1) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）
（平成 28 年版）、平成 28 年 6 月発刊
- (2) 下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛（案）
（令和 6 年版）、令和 6 年 4 月発刊
- (3) 上水道管路施設管理・更新に関する設計委託業務標準歩掛（案）
（令和 7 年版）、令和 7 年 5 月発刊
- (4) 再構築工学—下水道管路施設編—
平成 27 年 12 月発刊、発売元 技報堂出版株式会社

一般社団法人管路診断コンサルタント協会・組織図



一般社団法人管路診断コンサルタント協会

正会員の倫理に関する規則

平成 21 年 4 月 7 日制定（理事会決議）

令和 4 年 12 月 2 日改正（理事会決議）

この規則は、業務の執行にあたり信義を重んじ誠実に履行することを使命とした本協会の正会員としての倫理の本旨を定めるものである。

（目的）

第 1 条 正会員は、コンサルタントとしての使命と職責の自覚にたつてこの規則に定めるところを遵守し、もってコンサルタント業の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

（品位の保持）

第 2 条 正会員は、常にコンサルタントとしての品位の保持に努めるとともに、正会員相互の名誉を重んじなければならない。

（専門技術の権威保持）

第 3 条 正会員は、常に技術の向上に努め、技術的確信のもとに、業務にあたらなければならない。

（中立性の堅持）

第 4 条 正会員は、コンサルタントとしての中立性を堅持するため、建設業者、又は建設業に関係がある製造業者等との間に、いかなる利害関係も持ってはならない。

（秘密の保持）

第 5 条 正会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（不正行為の禁止）

第 6 条 正会員は、業務の取得にあたり、不正な行為をしてはならない。

（公正かつ自由な競争の維持）

第 7 条 正会員は、公正かつ自由な競争の維持に努めなければならない。

（違背の措置）

第 8 条 正会員は、この規則に違背する行為があったときは、除名の措置を受けることがある。



管路構造物の計画的改築・修繕に関する
コンサルティング業務は、管診協にお任せください

一般社団法人管路診断コンサルタント協会（管診協）

〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-5-12

T E L 03-6802-8902 F A X 03-6802-8924

U R L <https://www.kanshinkyou.jp>

e-mail info@kanshinkyou.jp

CASPE 20250501